２号炉審査の災害評価審査のデタラメさと失当を主張する。

（一）事故から数日間で１３万５千人の住民が３０キロメートル圏外へ強制避難した。

①まず、１９８６年４月２６日の事故直後から同年８月までに発生した概略を述べる。

１９８６年４月２６日にチェル原発４号炉で発生した核燃料の暴走と、大爆発事故によって、同原発から半径３０キロメートル内の地域に暮らす人々が、着のみ着のままで、強制避難しなければならなくなった。その数は１３万５千人にものぼった。しかし、これらの住民が避難したのは、同原発から３Ｋｍ離れたプリピャチ市の４万５千人の市民は３７時間後、それより他の９万人の住民はさらに数日後である。そして、事故後の消火作業等に従事した消防員、軍人ら３１人が８月２０日までに、死亡、５００人近くが入院した（８６年９月１０日書面）。

②チェル４号から１千Ｋｍ離れたヨーロッパ諸国で相次いだ放射能汚染の被害

しかし、ソ連国内での被害情報は、この後非常に少なくなり、ソ連国外の被害情報が大半だった。

すなわち、事故より１カ月後、チェル４号より南西１５００Ｋｍ離れたイタリヤで、食用の飼育ウサギの肉から許容量の数倍の放射能が検出され、数万匹が処分された。同じ時期、同原発から北西へ約１２００Ｋｍ離れたスエーデンで、国内の淡水魚が食用に危険な状況となった。２カ月後には、同原発から西へ２千Ｋｍの英国北部の羊の肉も、制限値の６倍以上の放射能量となり、販売、屠殺が禁止となった。そして、４カ月後には、ノルウエー、スエーデン政府は、同原発から北へ２千Ｋｍ離れたラップランド地方のトナカイの肉から、通常の百倍以上の放射能が検出されたため、食用の禁止と、約３万８千頭のトナカイの屠殺処分を行なった。

このチェル４号の放射能は、我が国の安全委員会の「日本には来ない」との否定宣言にもかかわらず、数日で８千Ｋｍを飛び、日本列島に降りそそいだ。その値は、これまで日本に降った中で最も「汚い」と云われた中国核実験の放射能を、百倍も上回るというすさまじいもので、政府はあわてて「雨水は飲まないように」と呼び掛けざるを得なかったのである。その結果は、母が子に与える母乳からも、放射能が検出される事態に至ったのである（同右書面）。　（以下次号に）

会計報告（'90. 2/1 ～ 2/28）

収　入	
会費	４５，０００
ニュース講読料	１０８，０００
コピー代金	３，８００
計	１５６，８００
支　出	
ニュース印刷代	１６，４８０
郵送料	１０，５８５
振替手数料	２３０
資料費	２５，２０８
リース料	１０，３００
２号炉公判援助費	３０，０００
計	９２，８０３
差　引	６３，９９７
積立金合計	２，９８７，４４１

伊方訴訟ニュース

第199号
1990年3月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第40回公判

原告ら裁判長と緊迫した応酬
「原告ひとりひとりの裁判の否定だ」

２月２２日開廷前、背広姿の四電関係者らしい１５名ほどが傍聴席に。毎回かなりの人数が動員されているのは、四電が司法の動きを気にしているからであろうか。

ほぼ定刻に開廷。すぐに広野さんが原告席から発言を求め、裁判長に質問。

「裁判所から、國側が提出した文書（四電作成の伊方原発設置許可申請書）が来ていると『事務連絡』が年末に来ましたが、自分ひとりだけというのはなぜですか」と。

これに対して、書記官と相談した裁判長は「サービスに、あなただけに連絡した」と答え、以下のような緊迫した応酬が続いた。

広野　私は原告のひとりにすぎません。

裁判長　それなら今ここで伝えます。

原告　広野さんの問に答えて下さい。

裁判長　そんなこと云う必要はない。

原告　不平等な扱いではないですか。

裁判長　そんなことは不平等でない。

原告　皆に分かるように説明してほしい。

裁判長　サービスとしてやったということ以上に説明することはない。

原告　サービスとはどういうことですか。

裁判長　被告から提出されることは前回に分かっているのだから、そちらから調べにくればいいのだが、こちらから連絡した。

原告　前回裁判長は、文書を見て判断し、原告らに伝えると云っていたでしょう。

裁判長　原告全員に配るといっていない。

原告　サービスでひとりだけに、というのは、原告ひとりひとりの裁判だということを無視したやり方でしょう。

裁判長　これ以上云うことはない。

被告　同じことの繰り返しだから、原告の準備書面の陳述に入ってほしい。

原告　裁判長に尋ねている、妨害しないで

裁判長　法律できめられた正式の書面は、個々に送るが、今回は便宜のための連絡にすぎないのでひとりにした。

原告　裁判長はこの問題を事務的に扱おうとしているが、私たちは国が、まともに審査していなことを明らかにしようとして、国の証拠がおかしいと問題にしてきた。

こんど国が出した文書は、県庁にも公開されている。どこを抜かして証拠にしたかを、国が明らかにしないかぎり無意味な文書だ。

原告　「連絡文書」とはどういう性質のものですか教えてほしい。

裁判長　すでに答えたから打ち切りたい。

原告　相談したいから休憩してほしい。

（１０分後に再開）

広野　さきほどからの裁判長の説明は、原告一同認めることはできません。

住民らは、不当な裁判所の「連絡」と、無意味な文書の提出を否認して１時間に及ぶ応酬を打ち切り、当日提出した準備書面「チェルノブイリ原発事故と災害評価の失当」（次頁参照）を近藤さんが陳述。

マスコミで断片的に報じられたチェルノブイリの惨状を、時間的に追ってまとめた書面の陳述が進むにつれて、その生々しさが法廷にいる人たちの胸を打ち、裁判官たちも書面をくりながら陳述に聞き入る。時間切れのために、書面の後半は次回に。

毎回のように、裁判長は原告らに「被告の書面の認否をやってほしい」と要望したが、同時に被告國側に対しても、初めて、つぎのように要望し、注目された。「原告の認否が遅れているが、その主張はおおよそ分かってきたから、被告側も、反論に入ってほしい」と。　次回を６月７日ときめ閉廷。

原告準備書面

ーチェルノブイリ原発事故と
災害評価の失当（４）ー

（１９９０年２月２２日提出）

（その１）

目次

はじめに
（一）事故から数日間で１３万５千人の住民が３０キロメートル圏外へ強制避難した。
（二）住民の反対で、ソ連の原発建設が中止に追い込まれた。
（三）イタリア国民が、原発を国民投票で拒否。
（四）姿を現わし始めた放射能汚染の実態。
ー１mを越えるお化けキノコ、５００Km離れた地域の児童に脱毛ー
（五）不可能となった西ドイツの核燃料サイクル。
（六）完成、操業中のアメリカの原発が解体閉鎖される。
（七）ソ連の高官が認めた「ウラル核惨事」
（八）ユーゴスラビアで世界で二番目の原発建設禁止法が成立。
（九）３００Km離れた児童に貧血、機能障害、血液成分異常が多発。
（一〇）大事故は炉型の違いにかかわりなく起こる。
（一一）事故から３年以上過ぎて、１０万６千人の新たな避難を決定。
（一二）白ロシアの住民は５０万人の新たな避難を要求。
（一三）長期的放射能の吸収により１００％近い児童に疾患が発生。
（一四）チェル４号炉事故で放出された放射能は１０億キュリー、あるいは６４億キュリー。
（一五）流れ込む放射能入り食品
ー３年間で５０件が輸入禁止処分になるー
（一六）１０万人の避難に要する費用は３兆７千４００億円。
（一七）約１５００Km離れた西ドイツ南部で新生児の死亡率が上昇。
（一八）汚染除去作業の従事者が２５０人以上死亡する。
（一九）「採算性は無し」と宣告された原発
（二〇）脱脂粉乳６８４トンに基準越える放射能
（二一）閉鎖をせまられているチェ１号、２号、３号炉。
ー人々の英知と勇気が原発を葬り去るー
（二二）まとめ

はじめに

原告らは、今から３年１１ケ月前に発生したソ連チェルノブイリ原子力発電所４号炉（以下チェル４号と略す）の大事故の後、同原発事故と本件２号炉安全審査との関連において三つの準備書面を提出、陳述した。

これら三つの書面では、（１）原発の大事故の発生は人間の能力ではどうにもならない（２）設計や構造が異なっても、原発の大事故は免れない、（３）原発の事故から学ぶものは何もない、破滅だけである、（４）人間は誤ちを犯し神にはなりえないと、原発の持つ本質的な矛盾と危険を指摘し、（５）本件２号炉の災害評価審査では、現実に発生した原発の放射能漏出事故に比べて数百倍～数万倍も低く見積もった数値によって、被曝計算と評価がおこなわれている、（６）本件審査では、実際に過去に核燃料溶融という事故が発生しているにもかかわらず、本件では核燃料の溶融という事態を想定せずに審査を行なっているために、最大仮想事故の場合にさえ外部に出るとされた放射能量は、事故の際に原子炉内にある残留放射能量の、わずか３６万分の１という非現実的な量しか前提にしていない、（７）本件２号炉の格納容器の耐圧性は、米国スリーマイル島原子力発電所２号炉（以下、ＴＭＩ２号と略す）の格納容器の半分程度の耐圧性しかなく、従って同原発で発生した格納容器内の水素爆発と同程度の爆発によってでも、本件２号炉格納容器は損傷する可能性がある、（８）核燃料の溶融、暴走という事故は、過去に何回も発生しており被告らは本件２号炉審査以前から、そのことを知っていながら、本件審査では、核燃料溶融を前提とした審査を行なっていないのは失当である（原告１９８６年６月６日提出書面）、と主張。

続いて、事故から３カ月間の間に明らかになったチェル４号炉事故の結果と状況、周辺部の汚染、さらにヨーロッパ、我が国での、すさまじい放射能汚染の状況を列挙して、これらの地球的規模の汚染をもたらす原発の危険性と、このような災害をまったく想定することなく行なわれた本件安全審査の失当、不当性を主張した（動燃９月１０日原告提出書面）。

さらに、被告らが証拠として提出した我が国の原子力安全委員会作成の「ソ連原子力発電所事故報告書」の「今回の事故に関連して、現行の規制や、その慣行を早急に改める必要のあるものは見い出されない」との結論に対して、（１）本件２号炉で暴走事故が起こらない根拠は何もない、（２）格納容器があるから大丈夫というのは虚構、（３）人為ミスを原発事故の免罪符にするな、と、報告書結論に反論の上、本件許可処分の取り消しを主張した。

本書面では、１９８６年９月１０日提出書面の後から、本年１月までの間に明らかとなったチェル４号事故に関わる新たな事実・事象を整理し、一つの原子炉の事故が、私達にどのような結果をもたらすのかを確認し、そのもたらされた現実と、本件の被告らが成した